

# 除雪作業にご協力ください

与謝野町建設課

生活道路の交通確保のため、令和7年12月1日（月）から令和8年3月15日（日）までの期間、積雪深が15cmを超えた場合に除雪を行います。除雪作業がスムーズに行えるよう、住民の皆様のご協力をお願いします。

## ◎路上駐車をしないでください。

路上駐車があると、その道路は除雪作業ができません。また、事故や火災が発生した場合に緊急車両の通行にも支障が生じます。1台の路上駐車が地域全体の迷惑につながります。地域において『路上駐車をしない』『路上駐車をさせない』の徹底をお願いします。

## ◎家の前の植木鉢やプランター等を道路から移動させてください。

道路に支障があると、除雪作業に手間取るばかりでなく、安全性や作業効率が悪くなります。

## ◎家の出入口の雪は各ご家庭で除雪してください。

除雪車は雪を押しよける形で前進しますので、家の前にどうしても雪がたまります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。

## ◎道路に雪を出さないでください。

除雪車が除雪した雪や家の屋根から落ちた雪を道路に出さないでください。雪を出したことが原因で事故が起こった場合、雪を出した原因者に事故の責任が問われる場合があります。

## ◎水路に雪を捨てないでください。

水路に捨てた雪が原因で、水路の上流や下流の家が浸水被害を受けます。

## ◎立ち木や庭木の枝の剪定や伐採をしてください。

枝が道路に出たり、雪の重みによって枝が道路内に倒れたりすると除雪車の通行に支障をきたします。

## ◎消火栓やゴミ集積場などの除雪は利用される方で行ってください。

雪に埋められると危険箇所の確認が十分にできない場合がありますので、各地区で目印を立てる等のご協力をお願いします。

## ◎除雪車には絶対に近づかないでください。

除雪車は早朝の暗い時間帯から除雪作業を行っています。運転席からの死角も多いため、除雪車に近づくことは大変危険です。

※除雪に関する問い合わせは下記まで

(町 道) 与謝野町役場 建設課 0772-43-9014

(国府道) 丹後土木事務所 施設保全課 0772-22-3245